

独立行政法人国際協力機構 東京センター(JICA東京) 2019年12月5日

ベトナム弁護士会会長らが来日、 山梨の弁護士と意見交換会を開催(12/13)

国際協力機構(JICA)は、ベトナム弁護士連合会より、15名の弁護士を日本に招聘します。一行は、山梨県弁護士会から弁護士会の組織運営などについて学んだ上で、12月13日に山梨県弁護士会館にて、山梨県の弁護士らから経済的困窮者へのプロボノ活動についての講義を受けます。ぜひ取材をご検討ください(本件は一般非公開のイベントです)。

<協力の背景>

1986 年以降の市場経済化を経て、年率 6%以上の高い経済成長を続けるベトナム。 JICA は 1996 年より、市場経済化への移行に欠かせない、私有財産や個人間の契約など を規定する民法の起草¹や、司法関係機関や法曹実務者の能力向上を支援してきました。

SDGs では、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供することがターゲットの一つとして掲げられていますが、ベトナムにおいても、経済的に困窮している人々への法律サービスへのアクセス提供においては、弁護士が重要な役割を占めます。

JICA は 2009 年の設立前後からベトナム弁護士連合会への支援を行っており、2015 年からは、技術協力「2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」²を通じ、ベトナム弁護士連合会の組織強化による、弁護士の育成に取り組んでいます。

〈研修の概要〉

今回の招聘は上記プロジェクトの一環として、ベトナム弁護士連合会の副会長をはじめとする会員弁護士を対象とし、日本弁護士連合会の全面的な協力を得て実施するものです。

一行は12月12日~13日にかけて山梨県弁護士会を訪問し、13日(金)には、山梨県内の弁護士や、無料の法律相談を提供する「法テラス」の協力を得て、山梨県における経済的困窮者へのプロボノ活動について、講義を行う予定です。

ベトナム人研修員や、一時帰国して同行する JICA 専門家への取材も可能です。 ご取材のお申し込みは 12 月 12 日(木)正午までに、以下までお知らせください。



【本件に関する問い合わせ先】

JICA 産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ

法・司法チーム 齋藤友理香

TEL: 03-5226-6917

E-mail: Saito.Yurika@jica.go.jp

¹ ベトナム民法の起草について、2005年の改正および2015年の改正をそれぞれ支援

² 同プロジェクトでは弁護士会の育成に加え、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院への支援に取り組んでいます。



独立行政法人国際協力機構 東京センター(JICA東京) 2019年12月5日

「山梨県における経済的困窮者へのプロボノ活動にかかる講義」概要

日時: 12月13日(金)9:00~12:00

場所:山梨県弁護士会館(大会議室)

主なプログラム(予定)*当日の議論の流れにより多少変更あり(日-越の逐語通訳付):

時間	主な内容
9:00~	●講義:山梨県における経済的困窮者へのプロボノ活動
12:00	〈講師〉 ① 貧困問題及び自殺対策委員会 委員長 武藤高晴弁護士 ② 高齢者障害者支援センター運営委員会 事務局長 中村光太郎弁護士 ③ 刑弁センター委員会 刑事政策部会 部会長 大西達也弁護士 ④ 法テラス山梨 事務局長 大山幸治氏

【取材可能な JICA 専門家(弁護士)】

■枝川充志専門家

愛知県出身。2009 年弁護士登録。国際協力事業団(当時)にて勤務後、弁護士として民事、刑事、行政事件(難民訴訟等)に関わり、2016 年より国際協力機構(JICA)国際協力専門員に就任。ベトナム、中国、西アフリカ諸国等の法整備支援に関わる。2018 年 4 月よりベトナムに赴任し、ベトナム弁護士連合会の組織強化、民事関連法の整備支援に従事。

【ベトナム人研修員(弁護士)について】

■ベトナム人研修員(弁護士)の概要

途上国では、様々な理由により、法律サービスや司法へのアクセスが十分に確保されていない人々がたくさんいます。経済成長が著しいベトナムにおいても、都市と地方の格差は大きく、人々の司法アクセスの向上は課題となっており、ベトナム弁護士連合会では、少数民族がいる山岳地帯や弁護士過疎地域への無料法律相談、テレビ番組や学校訪問による法律普及活動を行っています。研修員は、都市部だけでなく地方における司法アクセスの向上を目指し、弁護士会及び個々の弁護士としてどのようなアプローチを取っていくべきか検討するため、特に日本の地方における、経済的に困窮している人々への法律サービスへのアクセス提供の経験を学びたいと考えております。

■ファン・チュン・ホアイ弁護士 *当日取材可能です。(日-越の逐語通訳付)

研修員団長であるファン・チュン・ホアイ弁護士(ホーチミン市弁護士会)は、ベトナム弁護士連合会の副会長として、弁護士会による無料法律相談などの司法アクセスの強化に尽力するとともに、ベトナムにおける刑事弁護の第一人者として、被疑者・被告人による司法アクセス強化のため、弁護人の地位確立にかかる立法提案やスキル向上のため研修活動を行ってきました。

【関連リンク】

■2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト https://www.jica.go.jp/project/vietnam/032/index.html

・「世界を変える日本式『法づくり』 途上国とともに歩む法整備支援」(JICA編著) https://books.bunshun.jp/ud/book/num/9784160089273

(P29~91 頁にベトナムの支援の取り組みが紹介されています)